



# 住民への情報伝達

- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス、臨時災害放送局(FM放送)等を活用し、住民へ情報を伝達。また、一時集結所である瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により、伊方町と情報を共有。
- 消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、各消防団に配備している携帯端末、車載端末のデジタル防災行政無線や、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、伊方町と避難者の状況や避難誘導體制等、地域コミュニティを活用した情報共有を実施。
- 社会福祉施設、保育所、小中学校への情報伝達は、伊方町から実施。



自主防災組織は各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、情報共有



- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 一時集結所である瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により伊方町と情報を共有。



消防団は移動系デジタル防災行政無線等により情報共有

# 予防避難エリアにおける状況に応じた対応

- 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における予防避難エリアでの防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応(陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避)を準備。

## 【状況の確認】

- ①警戒事態: 愛媛県及び伊方町<sup>いかたちょう</sup>が、道路や港湾等の状況を確認し、避難方法の検討を開始
- ②施設敷地緊急事態: 防護措置の方法を決定し、住民に広報を実施

## 【状況に応じた防護措置】

想定される状況		防護措置	
放射性物質放出まで時間的猶予がある場合	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合	陸路避難	ケース1
	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用不可もしくは船舶が利用できない場合	陸路避難 海路避難 空路避難 <sup>(※2)</sup>	ケース2
	国道197号の一部が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合	海路避難 空路避難 <sup>(※2)</sup>	ケース3
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合	陸路避難 海路避難 空路避難 <sup>(※2)</sup>	ケース2
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用不可もしくは船舶が利用できず、空路による避難もできない場合	屋内退避	ケース4
放射性物質放出のリスクが高まった場合			

※1 放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、一時移転等の防護措置を実施。

※2 ヘリコプターによる避難が可能な場合に併用

## 6-1. ケース1（陸路避難）における対応

＜ケース1における基本的な考え方＞

**【適用条件】**

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号が使用可能な場合

**【避難方法】**

- ・自家用車・バス等による陸路避難を実施。

# (ケース1) 陸路避難を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用可能な場合は、陸路による避難を実施。
- 自家用車での避難ができる住民は、自家用車により避難経路所(松前公園)に移動の上、松前町の指示する広域避難所に避難を実施。
- 自家用車等での避難が困難な住民は、一時集結所に移動後、愛媛県が手配するバス等により避難を実施。
- なお、一時集結所には、放射性物質の放出に備え、四国電力が放射性物質除去フィルター付きクリーンエアドームを配備。

## 陸路避難(ケース1)



# (ケ-1) 予防避難エリアの学校・保育所の避難

- ▶ 予防避難エリアの6つの小中学校及び高等学校の児童等(約280人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経路所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- ▶ 予防避難エリアの3つの保育所の児童(約60人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に避難経路所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- ▶ 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

## 学校

学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机(みつくえ)小学校	32人	9人	41人
大久(おおく)小学校	27人	8人	35人
三崎(みさき)小学校	51人	15人	66人
瀬戸(せと)中学校	31人	11人	42人
三崎(みさき)中学校	30人	13人	43人
三崎(みさき)高等学校	111人	28人	139人
<b>合計(6施設)</b>	<b>282人</b>	<b>84人</b>	<b>366人</b>

避難準備※1

児童等と職員がともに避難経路所(松前公園)に避難を開始

**避難経路所(松前公園)**

児童等は、避難経路所で保護者に引き渡し

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

## 保育所

保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机(みつくえ)保育所	12人	5人	17人
大久(おおく)保育所	14人	7人	21人
三崎(みさき)保育所	34人	9人	43人
<b>合計(3施設)</b>	<b>60人</b>	<b>21人</b>	<b>81人</b>

避難準備

児童の引き渡し

保護者が児童を引き取り・避難準備

引き渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動し、学校の児童等と一緒に避難経路所(松前公園)に避難を開始

避難の開始

**避難経路所(松前公園)**

保護者への引き渡しができなかった児童は、避難経路所で保護者に引き渡し

※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施

※2 児童等の人数については、平成30年11月1日現在

# (ケ-1) 予防避難エリアの医療機関及び社会福祉施設の避難

- ▶ 予防避難エリアの医療機関及び社会福祉施設(4施設約170人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外の施設において、避難先を確保。
- ▶ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- ▶ 予防避難エリアの医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- ▶ 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

## 避難元施設

### <放射線防護施設>

番号	施設名	施設種別	入院定員数
1	瀬戸診療所	有床診療所	19人

計19人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
2	瀬戸あいじゅ	介護老人福祉施設	45人
		認知症対応型共同生活介護	18人
		軽費老人ホーム	20人
		短期入所生活介護	10人
3	三崎つわぶき荘	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人
		認知症対応型共同生活介護	18人

計140人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
4	よろこび大久	認知症対応型共同生活介護	9人

計9人

## <予防避難エリア 4施設>



## 避難先施設

番号	施設種別	市町名	受入見込数
1	医療機関101施設で合計2,904人の受入が可能		

番号	施設種別	施設種別	受入見込数
2	介護老人福祉施設等	松山市(4施設)	93人
		伊予市(1施設)	
		松前町(1施設)	
3	介護老人福祉施設	東温市(2施設)	48人

計141人

番号	施設種別	市町名	受入見込数
4	有料老人ホーム	松山市(1施設)	9人

計9人

※1 輸送等の避難準備が完了するまでは放射線防護施設内で屋内退避

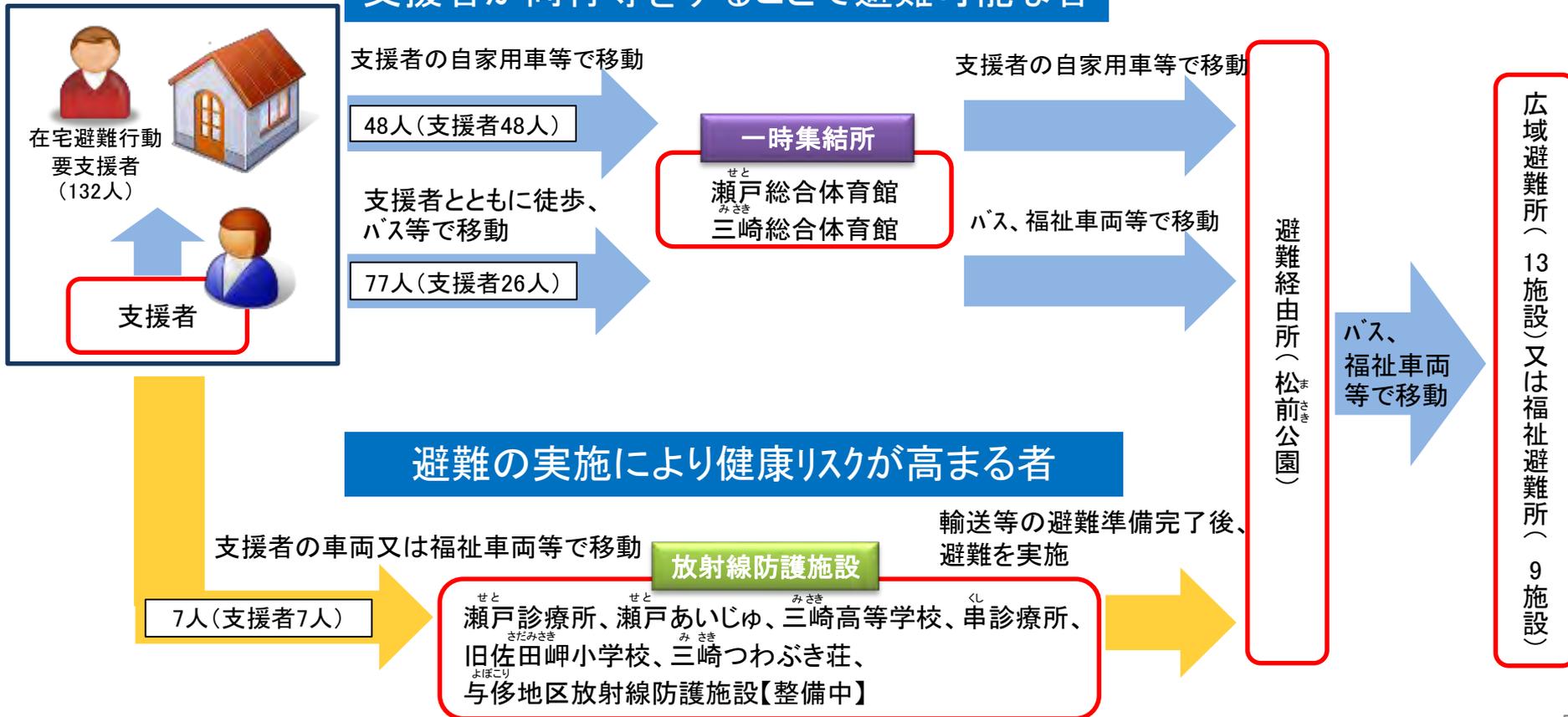
※2 愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整し、避難準備完了後に避難

※3 避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

※4 健康リスクが高まらない者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

- 在宅の避難行動要支援者の132人うち、81人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。

## 支援者が同行等をすることで避難可能な者



# (ケース1) 予防避難エリアにおいて施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約790人について、バス24台、福祉車両25台(ストレッチャー仕様6台、車椅子仕様19台)。

	想定対象人数	想定必要車両台数※1,2			備考
		バス※3	福祉車両※4,5 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4,5 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難 (9箇所)	447人 (児童等342人+職員105人)	18台	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P52】
医療機関及び社会福祉施設の入所者等の避難(4箇所)	220人※7 (入所者138人+職員82人)	3台 (入所者46人+職員26人)	2台 (入所者2人+職員4人)	14台 (入所者90人+職員52人)	【ストレッチャー仕様】 ○施設車両(1人乗り:2台) 【車椅子仕様】 ○施設車両(1人乗り:2台) ○四電車両(6人乗り:5台) ○伊方町(いかたちょう)車両(8人乗り:7台)
在宅の避難行動要支援者等の避難	103人 (要支援者77人+支援者26人)	3台 (要支援者59人+支援者14人)	2台 (要支援者3人+支援者3人)	5台 (要支援者15人+支援者9人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○施設車両(ストレッチャー1人、車椅子1人乗り:1台) ○四電車両(ストレッチャー2人、車椅子1人乗り:1台) 【車椅子仕様】 ○四電車両(6人乗り:3台)
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送※6	14人 (要支援者7人+支援者7人)	0台	2台 (要支援者7人+支援者7人)	0台	近傍の放射線防護施設に、四電福祉車両各1台(ストレッチャー各2人乗り)でピストン輸送を想定【資料P54】 瀬戸(せと)地域:1往復(要支援者2人) 三崎(みさき)地域:3往復(要支援者5人)
<b>合計</b>	<b>784人</b>	<b>24台</b>	<b>6台</b>	<b>19台</b>	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値  
 ※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は瀬戸地域・三崎地域で必要となる車両台数を合算  
 ※3 バスは、佐田岬半島の地域特性を踏まえ、乗車人数26人乗りにより想定  
 ※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算  
 ※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様それぞれ1台ずつ積算  
 ※6 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避  
 ※7 なお、この他、自施設内で屋内退避を実施する社会福祉施設の入所者(避難の実施により健康リスクが高まる者)が5人、職員4人が存在

# (ケ-1) 予防避難エリアにおける施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

➤ 施設敷地緊急事態発生時には、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、伊方町、医療機関、社会福祉施設及び四国電力が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス会社から配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※1 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※1 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		24台	6台	19台	
(B) 確保車両台数		計42台以上	計12台	計19台	
確保先	伊方町	12台	—	7台	【バス等】バス: 8~29人乗り 【車椅子仕様】 ○7台(1台当たり: 車椅子8人)
	学校、医療機関、社会福祉施設	20台	3台	3台	【バス等】バス: 10~29人乗り、乗用車: 4~10人乗り 【ストレッチャー仕様】 ○2台(1台当たり: ストレッチャー1人) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】※1 ○1台(ストレッチャー1人、車椅子1人) 【車椅子仕様】 ○2台(1台当たり: 車椅子1人)
	愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社	10台以上	—	—	バス1台当たりの想定乗車人数: 26人乗り 愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社が保有する車両総数267台
	四国電力	—	9台※2	9台※2	【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に変えられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①: <ストレッチャー2人、車椅子1人> パターン②: <車椅子6人> 【配備台数】 9台(瀬戸(せと)地域: 5台、三崎(みさき)地域4台)※1

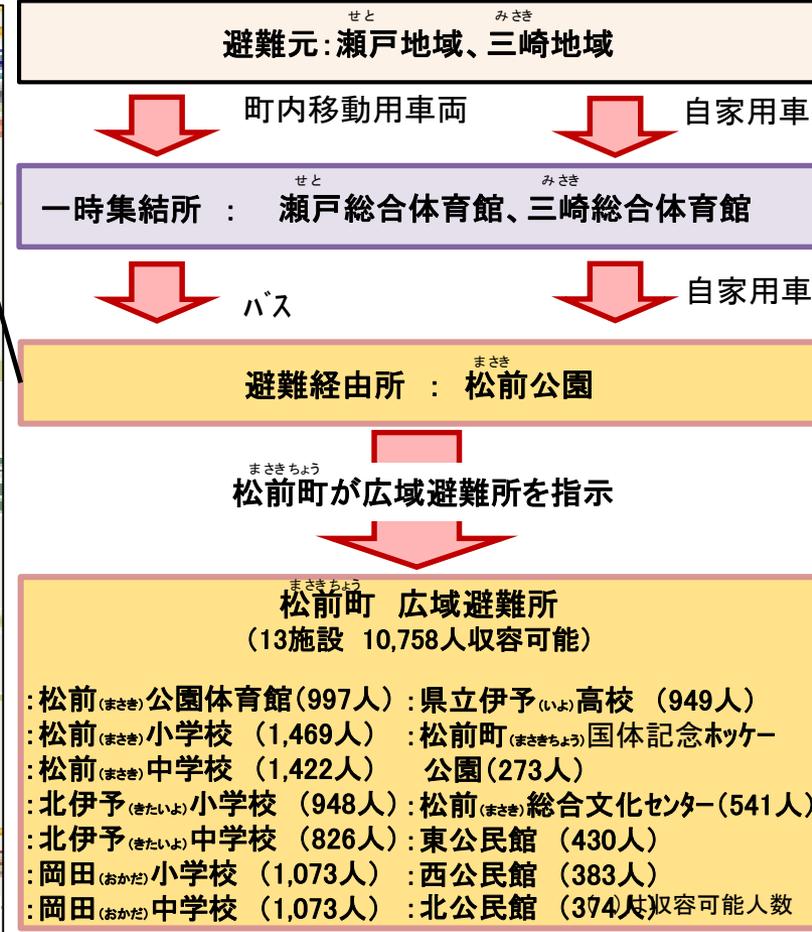
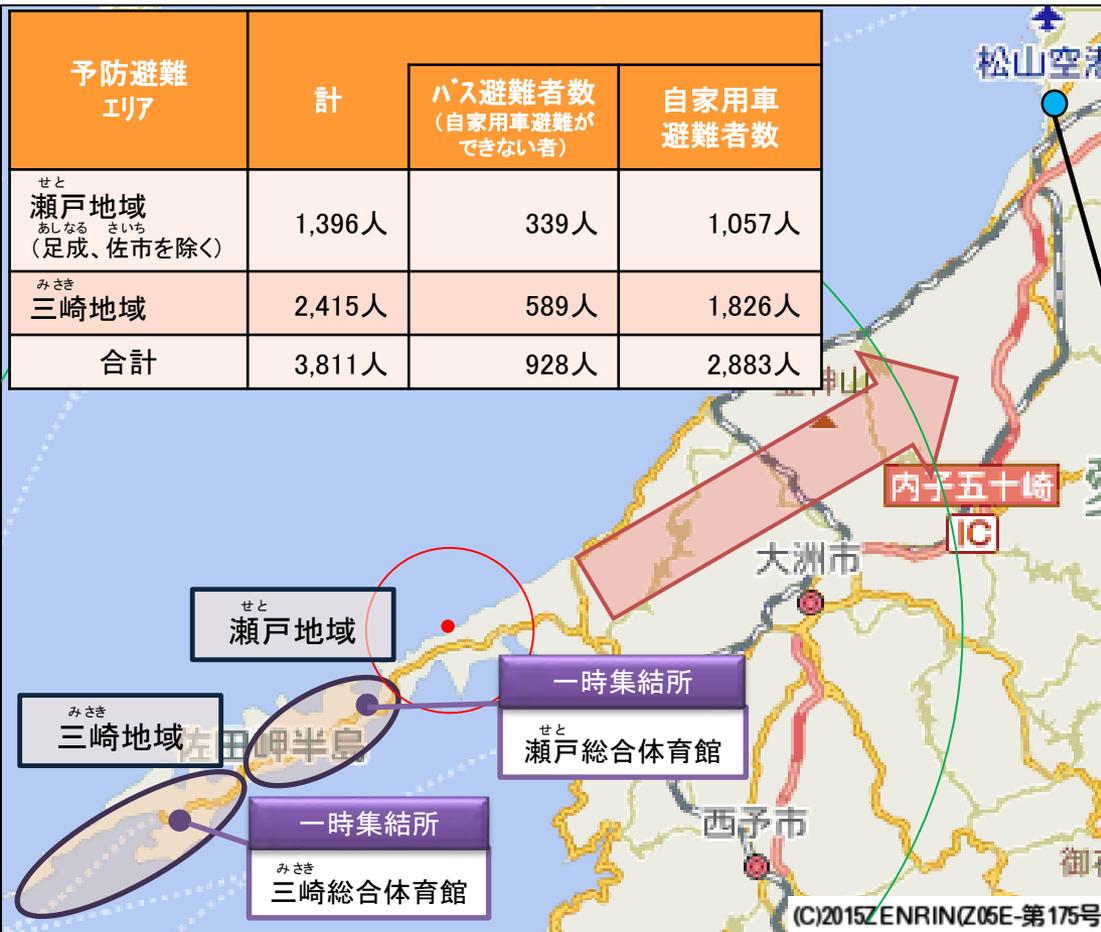
※1 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様それぞれ1台ずつ積算

※2 「避難の実施により健康リスクが高まる者」を放射線防護施設にピストン輸送した車両は、その後避難に使用

※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

# (ケ-1) 予防避難エリアの住民の避難

- 伊方町の2地域(瀬戸地域、三崎地域)の住民の避難先については、自家用車で避難できる住民は、自家用車により松前町の避難経由所(松前公園)に移動後、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 自家用車で避難が困難な住民は、町又は県が配車した町内移動用車両で一時集結所(瀬戸総合体育館、三崎総合体育館)に集合し、避難経由所(松前公園)へバスで移動のうえ、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 2地域における避難先については、普段から避難計画に関する広報や訓練等を通じて住民に周知。



※1 避難対象者数は、予防避難エリア住民の合計数から割り出した数字であり、若干の増減がある。  
 ※2 自然災害等により松前町の避難先が使用できない場合に備え、第2避難先候補として今治市と上島町を設定

- ▶ 予防避難エリアの観光施設における1日当たりの入場見込み人数は約1,550人、民間企業(従業員30人以上)は3社(190人)存在。

## 予防避難エリアの観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
<small>せと あしなる さいち</small> 瀬戸地域(足成、佐市以外)	11	447人
<small>みさき</small> 三崎地域	6	1,116人
<b>合計(17施設)</b>		<b>1,563人</b>

※入場見込人数については、入場ピーク時(8月)における1日当たりの入場者数を基に算定

観光施設における入場見込人数:平成29年実績

## 予防避難エリアの民間企業(従業員30人以上)の状況(詳細)

地域名	民間企業名	従業員数
<small>せと あしなる さいち</small> 瀬戸地域(足成、佐市以外)	朝日共販(株)	94人
<small>みさき</small> 三崎地域	西宇和農業協同組合三崎共選	59人
	西宇和(農協)三崎出張所	37人
<b>合計(3社)</b>		<b>190人</b>

※従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

企業名及び従業員数:総務省・経済産業省『平成24年経済センサスー活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したもの